

太陽光発電設備を設置されている方へ

【固定資産税(償却資産)申告のお願い】

遊休地や家屋の屋根等に太陽光発電設備を設置されている方は、償却資産として固定資産税が課税される場合があります。高岡市内に償却資産を所有している方には、毎年1月1日現在の償却資産の所有状況を申告していただくことになっています。

償却資産とは

償却資産とは、会社(法人)や個人の方が**事業を営むため**に所有している土地・家屋以外の有形の固定資産で、所得税法または法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産をいいます。以下の「申告対象について」の内容を参考に、所有されている太陽光発電設備の設置状況をご確認ください。



申告対象について

＜課税対象となる設置者・発電量別の区分＞

設置者	10kw以上の太陽光発電設備 (全量売電・余剰売電)	10kw未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人 (住宅用)	課税対象	課税対象外
個人 (事業用)	課税対象	
法人	課税対象	

＜評価の区分＞※課税対象となる場合

太陽光パネル設置方法	太陽光発電設備		
	太陽光パネル	架台	接続ユニット 電力量計等 表示ユニット パワーコンディショナー
家屋に一体の建材として設置	家屋		償却資産
架台に乗せて屋根に設置	償却資産		
家屋以外の場所(地上や屋根の要件を満たしていない構築物等)に設置	償却資産		

※申告には、上記の設備の他に工事等の設置費用も申告が必要です。

申告について

毎年1月1日現在に、高岡市内に償却資産を所有されている方が納税義務者となります。
1月1日現在の償却資産の状況を、**1月31日までに資産税課へ申告をお願いします。**(過去に所得したもので未申告の資産がある場合は、速やかにご申告ください。)

申告書の提出先及びお問い合わせ先

〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号

高岡市総務部資産税課 償却資産係 (高岡本庁舎2階⑩番窓口)

- ・開庁時間 8:30 ~ 17:15 (土・日・休祝日、年末年始12/29~1/3は除く)
- ・電話 0766-20-1266 (直通) ※各支所では受け付けておりません。



※償却資産についての詳しい内容は「償却資産(固定資産税)申告の手引き」をご覧ください。



◀ 高岡市公式HPでご確認いただけます。